

# 令和7年（行ケ）第10019号判決評釈

CRISPR-Cas9中核特許におけるパリ優先権の承継——具体的事実関係の下での優先権譲渡の黙示合意、共同研究機関間の発明者調査、及び「承継人」該当性

作成者：Manus AI

作成日：2026年5月30日

改訂日：2026年5月31日

## 1 評釈の要旨

知的財産高等裁判所令和8年3月24日判決・令和7年（行ケ）第10019号は、CRISPR-Cas9技術に関する特許第6203879号について、特許庁が無効2022-800080号事件で行った無効審決を取り消した。本件の中核は、発明の技術的同一性や進歩性判断そのものではなく、**米国仮出願を基礎とするパリ優先権について、後願であるPCT出願の出願人がパリ条約4条A(1)の「承継人」に当たるかであった。**[1](#) [2](#)

本判決は、第4の1(3)ないし(7)において、第1及び第2基礎出願の出願人の一人であるD博士がロックフェラー大学へ権利を譲渡していたことを前提に、**本件の具体的事実関係の下で、ロックフェラー大学からブロード研究所への優先権承継、すなわち「本件譲渡」について、PCT出願前に優先権譲渡の黙示合意が成立していたと認定した。**その結果、第1及び第2基礎出願に基づく優先権主張は適法であり、介在文献である甲1は公知文献とはならないから、甲1に基づく新規性・進歩性欠如を理由とした審決は結論に影響する誤りを含むとされた。[1](#) [2](#)

本判決の実務上の重要性は、単にCRISPR-Cas9ポートフォリオの一部が日本で救済された点に尽きない。むしろ、複数大学・研究機関が関与するライフサイエンス発明において、基礎出願段階の発明者・出願人構成と、PCT段階の発明者・出願人構成がずれる場合に、裁判所が**書面の譲渡証の不存在を決定的とはせず、発明者調査、関連PCT出願群、委任、当事者の後続行動及び米国契約法上の相互合意・約因を総合して優先権承継を認定した点にある。**[1](#)

項目	内容
裁判所・部	知的財産高等裁判所第3部
判決日	令和8年3月24日
事件番号	令和7年（行ケ）第10019号
対象特許	特許第6203879号、CRISPR-Casベクター系
審判番号	無効2022-800080号
主要条文	パリ条約4条A(1)、特許法43条関係

中核争点	第1・第2米国仮出願に係る優先権について、原告らが「承継人」に当たるか
結論	審決取消。原告らは承継人に当たり、優先権主張は適法

## 2 事案の構造

本件特許は、PCT/US2013/074819を国際出願とする出願の分割出願に係る日本特許であり、第1基礎出願から第12基礎出願まで合計12件の米国仮出願を基礎として優先権を主張していた。争いの焦点となった第1基礎出願は2012年12月12日、第2基礎出願は2013年1月2日に米国で仮出願され、その後、2013年12月12日に本件PCT出願がされた。<sup>1</sup>

無効審判請求人であるツールゲンは、第1及び第2基礎出願に基づく優先権主張が不適法であると主張した。これは、当該基礎出願の出願人にD博士が含まれていた一方、本件PCT出願の出願人にはD博士又はロックフェラー大学が含まれていなかったためである。特許庁は、D博士からロックフェラー大学への譲渡は認めつつ、ロックフェラー大学からブロード研究所への優先権譲渡は認められないと判断し、第1・第2基礎出願の優先権を否定した。<sup>1 2</sup>

その帰結として、2013年1月3日にオンライン公開された甲1文献が、第3基礎出願日である2013年1月30日時点では公知であると扱われた。審決は、本件発明1ないし4及び10ないし17について甲1発明との同一性を、本件発明5ないし9について甲1発明及び甲3等からの容易想到性を認め、特許を無効とした。<sup>1 2</sup>

時点	主要事実	本件での意味
2012年12月12日	第1米国仮出願	最先優先日の候補
2013年1月2日	第2米国仮出願	第1基礎出願とともに争点化
2013年1月3日	甲1文献公開	第1・第2優先権が否定されると介在公知文献になる
2013年1月30日	第3米国仮出願	審決が認めた最先優先日
2013年12月12日	本件PCT出願及び関連PCT出願群	優先権承継の基準時として問題化
2014年6月19日	本件PCT出願の国際公開	ロックフェラー大学が本件優先権主張に異議を述べなかった事情として重視

### 3 法的争点の限定

本件訴訟において原告らは、審決が第1及び第2基礎出願に係る優先権主張を不適法とした判断のみを争い、優先権主張が不適法であることを前提とする甲1発明に基づく新規性・進歩性欠如判断自体については争わなかった。したがって、本判決の実質的判断対象は、**本件PCT出願時までにロックフェラー大学からブロード研究所へ、第1及び第2基礎出願に係る優先権を主張する権利が移転していたかに集中している。**<sup>1</sup>

パリ条約4条A(1)は、「いずれかの同盟国において正規に特許出願……をした者又はその承継人」が、他の同盟国において出願することに関し優先権を有すると規定する。<sup>4</sup> WIPOの英語正文も、同様に「Any person who has duly filed ... or his successor in title」と規定する。<sup>3</sup> 日本の特許庁審査基準も、パリ優先権を主張できる者を「パリ条約の同盟国に正規に特許出願をした者又はその承継人」とし、米国仮出願が優先権の基礎となり得ることを明示している。<sup>5</sup>

本件で重要なのは、パリ条約が「承継人」という要件を置く一方、承継の成立要件、準拠法、証明方法について詳細な統一規範を置いていない点である。そのため、優先権は手続的形式性を帯びつつも、具体的な承継の有無は、しばしば契約法・譲渡法・共同研究実務の証拠評価に依存する。本判決も、本件譲渡に係る契約の準拠法を米国マサチューセッツ州法又はニューヨーク州法とし、いずれにせよ契約成立には**相互合意の表明と約因**が必要であるとの当事者間に争いのない前提に立って判断した。<sup>1</sup>

#### 評釈上の視点

本件は、「誰が発明者か」を直接決する事件ではない。裁判所が判断したのは、発明者調査の正誤そのものではなく、その調査と関連PCT出願プロセスを通じて、ロックフェラー大学とブロード研究所との間に優先権承継の契約が成立していたと認められるかである。

## 4 判旨の分析

### 4.1 譲渡人・譲受人双方の認識一致を重視した点

裁判所は、まずロックフェラー大学側のU氏陳述書と、ブロード研究所側のT氏陳述書を重視した。U氏陳述書には、ロックフェラー大学が本件PCT出願に関係する出願に関する全ての権利、権原及び利益を、優先権を主張する権利を含め、本件PCT出願を行うことのみを目的としてブロード研究所に譲渡済みである旨が記載されていた。また、ロックフェラー大学は、ブロード研究所、MIT、ハーバード大学及びロックフェラー大学の依頼に基づく独立弁護士の発明者決定により関連PCT出願が行われたこと、本件各PCT出願に正しい当事者名が記載されていることに同意していたとされた。<sup>1</sup>

裁判所は、これらの記載から、**本件PCT出願前に本件譲渡が行われたことについて、譲渡人であるロックフェラー大学と譲受人であるブロード研究所の認識が一致している**と評価した。この点は、審決が求めたような「客観的な譲渡証」の不存在を決定的に扱わず、当事者双方の後日陳述であっても、他の客観事情と整合する限り証拠価値を認めたものと理解できる。<sup>1 2</sup>

もっとも、判決は陳述書だけで結論を導いたわけではない。むしろ、陳述書の信用性を、関連PCT出願群の構成、発明者調査の実施経緯、ロックフェラー大学の委任・協力、後発紛争の対象の限定性と照合して補強した。したがって、本判決を「後日陳述書のみで優先権承継を治癒できる」と読むのは過大評価である。判決の位置付けとしては、**日本法上の一般法理として『黙示の優先権譲渡』を創設したものではなく、準拠法である米国契約法上の契約成立要件を、個別証拠により充足すると認定した事例と理解すべきである。**

## 4.2 発明者調査と関連PCT出願群の法的意味

本件では、各米国仮出願に複数の発明が含まれており、これを発明ごとに整理して関連PCT出願群として出願するプロセスが採られた。裁判所は、本件各機関の同意を経て、M弁護士により、優先権主張を伴うことが予想される関連PCT出願について発明者調査が実施され、その結果に基づき出願人が定められたことを認定した。<sup>1</sup>

この認定は重要である。パリ優先権の承継は、抽象的には個別の権利移転である。しかし共同研究においては、発明群を整理し、各発明の発明者とその所属機関を特定し、対応するPCT出願人を決めるプロセス自体が、優先権を適切な出願人に帰属させるための制度的行為となる。本判決は、そのプロセスを単なる発明者調査にとどめず、**優先権承継の意思表示を推認する重要な事実群**として扱った。

関連PCT出願の中には、ロックフェラー大学が共同出願人となった別出願も存在した。裁判所はこの点を、ロックフェラー大学が関連PCT出願プロセスから排除されたのではなく、発明者調査の結果に応じて、ロックフェラー大学が出願人となるべき発明では出願人とされ、そうでない発明では出願人とされなかったことを示す事情として位置付けた。<sup>1</sup>

裁判所が重視した事実	評価された法的意味
本件各機関が外部弁護士による発明者調査に同意	関連PCT出願の出願人決定プロセスへの共同参加
発明者調査に基づき各PCT出願の出願人を決定	各発明に応じた権利帰属・優先権処理の実務的表現
ロックフェラー大学が一部関連PCT出願では共同出願人	ロックフェラー大学が出願人になるべき発明は別途処理されたことの裏付け
本件PCT出願の国際公開後、ロックフェラー大学が本件優先権主張へ異議を述べず	後発紛争が本件優先権承継そのものを対象としていなかったことの補強

### 4.3 後発の発明者性紛争をどのように切り分けたか

被告は、ロックフェラー大学及びD博士が、後に米国960出願を行い、発明者性をめぐってブロード研究所らと紛争になったことを、本件譲渡不存在の強い事情として主張した。これに対し裁判所は、その紛争は米国414出願及びその継続出願に係るものであり、発明の名称も優先権主張の範囲も本件PCT出願とは異なるとして、本件譲渡の効力に直ちに影響するものではないと判断した。<sup>1</sup>

裁判所はまた、本件PCT出願については2014年6月19日に国際公開がされ、第1及び第2基礎出願に係る優先権主張が明らかになったにもかかわらず、ロックフェラー大学がその優先権主張について特段の異議を述べていないことを重視した。この事情は、後発の発明者性紛争が、少なくとも本件PCT出願の優先権承継そのものを争う紛争ではなかったことを裏付けるものとされた。<sup>1</sup>

この切り分けは説得的である。共同研究・大学発明では、発明者性、持分、ロイヤルティ分配、出願名義の各問題は密接に関連するが、同一ではない。ロックフェラー大学が「D博士の貢献を過小評価された」と不満を有していたとしても、その不満の法的帰結が「本件PCT出願の優先権主張を無効にする意思」であったとは限らない。むしろ、大学技術移転実務では、出願の有効性を維持した上で、後続の持分・利益配分で争う方が合理的である。本判決は、この経済的合理性を事実認定に織り込んだものといえる。

### 4.4 相互合意の表明と約因

本判決は、第4の1(5)において、米国契約法上要求される相互合意の表明について、ロックフェラー大学が第1及び第2基礎出願の共同出願に協力し、M弁護士に関連PCT出願を委任し、発明者調査及び発明者決定に協力し、有効な優先権主張を伴う関連PCT出願が適時に提出されるよう行動したことを根拠に肯定した。これに対し、ブロード研究所側は、これらを受けて実際に第1及び第2基礎出願に係る優先権主張を伴う本件PCT出願を含む関連PCT出願を行った。<sup>1</sup>

また、同(6)の約因判断については、ロックフェラー大学が優先権譲渡と関連PCT出願の出願手続により、出願人としての特許を受ける権利等の帰属問題を本件各機関との間で解決する機会を得たことが、有効な約因を構成するとされた。すなわち、優先権を保持してPCT出願の有効性を危うくするのではなく、PCT出願を有効に維持した上で、後に持分・発明者性・権利帰属を争う機会を確保すること自体が、対価的交換として把握されたのである。<sup>1</sup>

この約因認定は、本判決の中で最も評価が分かれ得る部分である。第1に、「権利帰属問題を後に解決する機会」がロックフェラー大学にとって実質的利益といえるかが問題となる。裁判所は、ロックフェラー大学が本件PCT出願の有効性を維持することにより、後の仲裁・交渉を通じて権利持分又は利益分配を主張し得る地位を保全した点を、単なる期待ではなく契約法上評価可能な利益と捉えたものと読める。第2に、ブロード研究所側から見た対価的交換は、ロックフェラー大学の優先権承継を前提として、出願手続を遂行し、関連PCT出願群を有効な優先権主張付きで組成したことにある。すなわち、ブロード研究所側の給付は金銭支払ではなく、共通利益たる有効な国際出願ポートフォリオの形成であった。

第3に、単なる出願プロセスへの協力と契約法上の約因との境界はなお不明瞭である。通常、発明者調査への参加や委任状の作成は、直ちに優先権譲渡契約の対価的交換を意味しない。しかし本件では、①米国仮出願の唯一又は主要な実務的機能が後続出願の優先日確保にあったこと、②関連PCT出願群が優先権主張を前提として同時期に設計されたこと、③ロックフェラー大学が一部関連PCT出願では出願人として扱われていたこと、④本件PCT出願の優先権主張を無効化する行動を同大学が取らなかったことが重なっている。裁判所は、これらの事情により、単なる協力を超えて、優先権承継を含む出願ポートフォリオ形成への相互的コミットメントがあったと評価したものと考えられる。

この判断は、米国契約法の専門的評価としてはなお議論の余地を残す。特に、約因を「権利帰属問題を解決する機会」と抽象化することは、契約成立要件を相当に柔軟化する面がある。しかし、ライフサイエンス分野の基盤技術で、優先権欠缺が即座に介在文献による無効に直結する事案では、関係機関すべてが出願の有効性維持に共通利益を有していたという認定は実務感覚に合致する。むしろ実務的教訓としては、裁判所がこのような抽象的利益を約因として認めたことに依存するのではなく、共同研究契約又は出願前確認書において、優先権相互利用、出願後の持分協議、紛争時にも優先権主張を害しない協力義務を明文化しておくべきである。

## 5 欧州実務との比較

本件は、欧州におけるBroadのCRISPR-Cas9関連特許の優先権紛争と密接に関連する。EPO技術審判部T 0844/18は、対応欧州親特許EP2771468について、EPC87条1項及びパリ条約4条A(1)の「any person」は、優先権基礎出願の全出願人又はその承継人を意味するという、いわゆる**all applicants approach**を維持し、優先権欠缺を理由に特許取消しを維持した。<sup>6 7</sup>

その後、EPO拡大審判部G 1/22・G 2/22は、EPOが優先権享有資格を審査する権限を有することを認めつつ、形式要件に従って優先権を主張する出願人には、優先権を主張する権利があるとの**反証可能な推定**が働くとした。この推定は、PCT由来の欧州出願や、優先権基礎出願人と後続出願人が同一でない場合にも適用される。<sup>8 9</sup> さらに、PCT共同出願の文脈では、共同出願は、反対の実質的事実表示がない限り、他方当事者が優先権に依拠することを認める合意を示唆するとされた。<sup>8</sup>

2024年には、Broadの欧州分割特許に関するT 2360/19において、G 1/22・G 2/22後の枠組みにより、キーワードとして「Entitlement to priority - (yes)」が掲げられ、原決定が取り消されて異議部へ差し戻された。<sup>10</sup> さらに、2025年のT 0098/23も、CRISPR-Cas9治療用途組成物に関するBroad関連事件について「Entitlement to priority - (yes)」として原決定を取り消し、差戻しを命じている。<sup>11</sup> EPOのT 0098/23要旨は、G 1/22に従い、後続出願人が優先権基礎出願人と同一でない場合にも黙示又は非方式的な優先権移転合意の推定が働き、その推定は本件では覆されなかったと整理している。<sup>12</sup>

もっとも、本判決はEPOの「反証可能な推定」法理を日本法上の一般原則として採用したものではない。比較法的に言えば、**EPOはEPC上の自律的法理として優先権享有資格の推定を立て、その反証の有無を審査するのに対し、本判決は米国契約法上の契約成立要件である相互合意の表明及び約因を、具体的証拠に基づいて認定した。**したがって、結論面ではG 1/22・G

2/22後の欧州実務と調和するが、理由付けは異なる。日本実務における本判決の射程は、EPO G 1/22・G 2/22のように立証責任を一般的に転換するものではなく、**具体的証拠に基づき、PCT出願前に優先権譲渡の黙示合意が成立していたと認定した事例**と位置付けるべきである。

観点	EPO T 0844/18	EPO G 1/22・G 2/22	本判決
出発点	all applicants approachを厳格適用	優先権享有資格の反証可能な推定	パリ条約4条A(1)の承継人該当性を個別認定
立証構造	特許権者側に譲渡立証の負担が重い	優先権主張者に強い推定、攻撃者に具体的反証負担	明示的推定法理ではなく、陳述書・行動・関連出願群を総合評価
Broad関連事件での帰結	対応親特許取消し維持	T 2360/19、T 0098/23等で優先権享有資格を肯定し差戻し	審決取消、優先権承継を肯定
実務メッセージ	出願人一致・事前譲渡が極めて重要	形式的攻撃は困難化。ただしEPO自律法上の推定に依拠	本件具体事情の下では黙示合意を認め得るが、証拠の積重ねが必要

## 6 評価——本判決の意義と限界

本判決の第一の意義は、日本の裁判所がパリ優先権の「承継人」該当性を正面から審理し、外国法上の契約成立要件を踏まえて、**本件の具体的事実関係の下で優先権譲渡の黙示合意を認定した点**にある。日本の審査実務では、優先権証明書<sup>13</sup>の提出があれば、第一国出願人と日本出願人が一致しない場合でも、通常は厳密な優先権承継判断が前面化しないと指摘されている。しかし無効審判・審決取消訴訟の段階では、介在文献の公知性が結論を左右する場合、優先権承継の存否が特許の生死を決定し得る。本件はその典型例である。

第二に、本判決は、共同研究機関間の発明者調査を、単なる内部的技術評価ではなく、出願人決定及び優先権処理の中核的事実として評価した。これは、大学・研究機関・ベンチャーが関与する先端技術ポートフォリオにおいて、仮出願段階で広く開示し、PCT段階で発明群を分割・整理する実務の現実に即した判断である。

第三に、本判決は、後発の発明者性紛争を、優先権承継の不存在と短絡させなかった。これは妥当である。発明者性紛争は、しばしば権利持分や利益配分に関する交渉上の位置取りとして現れる。出願の有効性を破壊する意図と、発明者・持分として認められたい意図とは、法的にも経済的にも区別されるべきである。

他方で、本判決の限界も明確である。裁判所は、黙示譲渡を一般的に緩く認めたわけではない。本件では、ロックフェラー大学側の明示的な後日確認、ブロード研究所側の陳述、外部弁護士による発明者調査、関連PCT出願群の存在、ロックフェラー大学が別PCT出願では出願人と

なっている事実、国際公開後の不異議、後発紛争の対象の限定性という、多層的な証拠が存在した。これらを欠く通常案件で、譲渡証がないまま黙示譲渡を主張することは、依然として高リスクである。

### 本判決の射程

本判決は、「優先権譲渡書がなくても常に救済される」という判例ではない。むしろ、「譲渡書がなくても、共同研究・出願プロセス全体から、PCT出願時点における優先権承継の黙示合意と約因を具体的に認定できる場合がある」という、事案依存性の高い判断である。

## 7 実務上の示唆

本判決後も、最善実務は変わらない。米国仮出願を基礎としてPCT出願を行う場合、特に基礎出願が複数発明・複数機関・複数発明者を含むときは、PCT出願前に、全ての基礎出願人又はその承継人から、少なくとも優先権を主張する権利について明示的な譲渡又は確認書を取得すべきである。EPO G 1/22・G 2/22後の欧州実務が形式的優先権攻撃を困難化したとしても、日本の無効審判・訴訟で同一の推定法理が当然に働くわけではない。 8 9

また、共同研究契約や大学間MTA・Sponsored Research Agreementには、発明者調査の方法、発明群ごとの出願人決定、基礎出願に由来する優先権の相互利用、PCT出願時の協力義務、後発の発明者性紛争が出願有効性を害しないことを明記する条項を置くことが望ましい。本判決が約因として評価した「権利帰属問題を後に解決する機会」も、契約書上あらかじめ設計しておけば、後日の立証負担を大幅に軽減できる。

無効審判・侵害訴訟において優先権攻撃を行う側は、単に第一国出願人と後願出願人の不一致を指摘するだけでは不十分である。本判決の下では、共同研究の経緯、出願群の設計、発明者調査への参加、委任状、国際公開後の異議の有無、後発紛争の対象などを精査し、優先権承継を否定する具体的事実を積み上げる必要がある。

立場	実務対応
出願人・特許権者	PCT出願前に、優先権譲渡書、確認書、又は共同研究契約上の優先権相互利用条項を整備する。発明者調査の記録、委任状、機関間承認メールも保存する。
大学・TLO	複数機関共同研究では、仮出願ごとの発明者名だけでなく、PCT段階で各発明をどの機関が出願するかを文書化する。
無効審判請求人	出願人不一致の形式論だけでなく、承継合意を否定する具体的事情、特に出願時の拒絶意思・異議・別出願行動を立証する。
ライセンス実務担当者	デューデリジェンスでは、優先権基礎出願の全出願人、発明者補正、譲渡チェーン、PCT出願

## 8 結論

本判決は、CRISPR-Cas9という世界的に重要な基盤技術に関する日本特許の有効性を左右しただけでなく、パリ優先権の承継をめぐる日本の裁判実務に、重要な判断枠組みを提示した。裁判所は、優先権の承継を形式的な譲渡証の有無だけで判断せず、共同研究機関間の発明者調査、関連PCT出願群の設計、当事者双方の認識、後発紛争の性質、米国契約法上の相互合意と約因を総合的に評価した。

その判断は、結論として、EPO G 1/22・G 2/22後の欧州実務の方向性とも調和する。しかし、本判決はEPO型の強い推定法理を日本法に導入したものではなく、あくまで豊富な事実関係に基づく黙示合意の認定である。したがって、実務上は、本判決を救済判例として楽観視するよりも、**優先権承継を出願前に文書化する必要性を再確認する判例**として読むべきである。

本判決の実務的意義は、優先権譲渡書の不存在を一般に不問とした点にあるのではなく、複数機関共同研究における発明者調査、関連PCT出願群の設計、当事者の委任・協力、出願後の不異議、後発紛争の対象の限定性といった事実を総合し、PCT出願時点における優先権承継の黙示合意を認定し得ることを示した点にある。

## References

- [1] 知的財産高等裁判所 令和8年3月24日判決 令和7年（行ケ）第10019号
- [2] 裁判所 判決要旨 令和7年（行ケ）第10019号
- [3] WIPO, Paris Convention for the Protection of Industrial Property
- [4] 特許庁 パリ条約 第4条 優先権
- [5] 特許庁 審査基準 第V部 第1章 パリ条約による優先権
- [6] EPO Board of Appeal, T 0844/18 (CRISPR-Cas/BROAD INSTITUTE )
- [7] D Young, CRISPR patent appeal decision: EPO maintains all applicants approach to priority
- [8] EPO Enlarged Board of Appeal, G 0001/22
- [9] D Young, G 1/22 & G 2/22: EPO significantly softens stance on formal entitlement to priority
- [10] EPO Board of Appeal, T 2360/19 (CRISPR/THE BROAD INSTITUTE )
- [11] EPO Board of Appeal, T 0098/23 (CRISPR/THE BROAD INSTITUTE )
- [12] EPO Abstract on Article 087(1) EPC for T 0098/23
- [13] 窪田法律事務所 ブロード研のCRISPR-Cas9関連特許の優先権の適法性に関して高等裁判所が判断した事例